

## 生駒市建設工事抜き打ち点検実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、生駒市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の施工体制および施工状況を点検することにより、工事における適正な施工体制の確保及び安全管理を含めた工事の品質向上を図るため、生駒市建設工事検査要領（平成10年4月1日施行。以下「検査要領」という。）に規定する検査員が実施する工事の施工途中における抜き打ち点検（以下「点検」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(点検の種類と実施項目)

第2条 点検の種類は次のとおりとし、別記様式に定める各項目について点検を行うものとする。

- (1) 施工体制点検
- (2) 現場巡視点検

(点検の対象工事)

第3条 点検の対象工事は、検査要領に規定する工事検査担当課が検査を行う工事で、次に掲げる各号に該当する工事とする。

- (1) 工事検査担当課長が点検の必要があると認めた工事
- (2) 生駒市建設工事低入札価格調査制度実施要領に定める低入札価格調査を経て契約を締結した工事、及びその契約の相手方の手持ち工事
- (3) 工事担当課から点検の要請がある工事
- (4) 工事品質の確保が懸念される工事

(点検の実施方法等)

第4条 第1条に規定する検査員（以下「検査員」という。）は、次に掲げるところにより、当該工事現場で点検を実施するものとする。

- (1) 点検の実施日を当該工事の受注者に通知しないで行うこと。

(2) 生駒市建設工事監督要領（平成14年6月1日施行）に規定する当該工事の監督員（以下「監督員」という。）に点検の立会い及び施工体制台帳その他点検に必要な関係図書の提示を求めることができること。

(3) 1の工事現場において、複数回の点検を実施することができること。

2 検査員は、前項の規定による点検の結果を監督員に通知するものとする。

（是正措置）

第5条 監督員は、前条第2項の規定により検査員から点検の結果に不適切な事項や是正の必要があると通知を受けたときは、当該工事の受注者に対して是正の指示を文書にて行うものとする

2 監督員は前項の指示により、受注者が行った是正措置について、その結果を検査員に文書で報告するものとする。

（工事成績評定への反映）

第6条 第5条第1項の規定による通知を受けた監督員及び点検を実施した検査員は、当該点検の結果（第5条第2項の是正措置状況の結果を含む。）を工事成績評定に適切に反映させるものとする。

附 則

1 この要領は、平成20年1月1日 から施行する。

2 この要領の規定は、この要領の施行日の日以後に締結する建設工事請負契約に係る工事について適用する。

附 則

1 この要領は、平成21年6月8日 から施行する。

2 この要領の規定は、この要領の施行日の日以後に締結する建設工事請負契約に係る工事について適用する。

附 則

1 この要領は、平成22年4月1日 から施行する。

- 2 この要領の規定は、この要領の施行日の日以後に締結する建設工事請負契約に係る工事について適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成25年7月1日 から施行する。
- 2 この要領の規定は、この要領の施行日の日以後に締結する建設工事請負契約に係る工事について適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成26年9月1日 から施行する。
- 2 この要領の規定は、この要領の施行日の日以後に締結する建設工事請負契約に係る工事について適用する。